

成年年齢

18歳に引下げの動き

民法は、年齢20歳をもって成年とすると規定しています（民法4条）。未成年者が法律行為をするには法定代理人の同意を要し（同5条）、未成年の子は父母の親権に復し（同818条①）、未成年の子が婚姻をするには父母の同意を得なければなりません（同737条①）。

このように20歳を区切りとする法律は、民法のほかにも少年法、未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法など30近くあるといわれています。

平成28年から選挙に投票できる年齢が「満20年以上」から「満18年以上」に引き下げられたこと（公職選挙法9条）はご存知のことと思いますが、これに対応して民法上の成年を18歳に引き下げる法律案が今国会に提出される見込みです。成立すれば18歳、19歳でも親の同意なくローンやクレジット契約を締結でき、父母の同意なく婚姻することができることとなります。一方、飲酒、喫煙、馬券購入などについては20歳以上とする年齢制限が維持されます。少年法の少年として扱われる年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げる改正の是非については議論があり、当面は20歳未満のままとされ改正はない見込みです。

一般には誕生日の日に1歳年を取ると考えますが、これは厳密にいうと違います。年齢計算について定めた「年齢計算ニ関スル法律」は、生まれた時刻が何時であれ、年齢計算には出生日を初日として算入することとしているので、4月1日に生まれた人は翌年の3月31日の24時に満1年を経過し4月1日には既に1歳年を取っていることとなります。うるう年の2月29日生まれの人は、毎年2月28日の24時で1歳年を取ることとなります。

年齢計算ニ関スル法律とは別に、民法は日、週、月または年をもって期間を定めたときは期間の初日を算入せず、期間が午前0時から始まるときに限り初日を算入することとし（民法140条）、週、月または年によって期間を定めたときは暦に従って計算し、週、月または年の初めから期間を起算しないときは、その期間は最後の週、月または年において、その起算日に応当する日の前日に満了するとしています（同143条）。3月28日から1か月という場合、午前0時から始まるときに限り3月28日が起算日となりますが、一般的には初日不参入により3月29日が起算日となり、応当日は4月29日になるので、その期間は4月28日までとなります。

